

2025年（令和7年）11月25日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護審査会
会長 篠崎 百合子

「藤沢市役所福祉部高齢者支援課包括・介護予防担当より令和6年5月1日付でご送付いただいた会議記録に記載されている「11月No.16、20、32」の相談記録。」に係る保有個人情報部分開示決定処分に対する審査請求について（答申）

2025年（令和7年）3月14日付け（諮問第29号）で諮問された「藤沢市役所福祉部高齢者支援課包括・介護予防担当より令和6年5月1日付でご送付いただいた会議記録に記載されている「11月No.16、20、32」の相談記録。」に係る保有個人情報部分開示決定処分に対する審査請求について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

藤沢市長（以下、「実施機関」という。）が、審査請求人の行った「藤沢市役所福祉部高齢者支援課包括・介護予防担当より令和6年5月1日付でご送付いただいた会議記録に記載されている「11月No.16、20、32」の相談記録。」（以下、「本件個人情報」という。）の保有個人情報開示請求（以下、「本件開示請求」という。）に対して行った保有個人情報部分開示決定処分（以下、「本件処分」という。）について、別表1に示す部分を不開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであり、別表2に示す部分は理由不備のため取り消すべきであるが、その余の部分を不開示とした決定は妥当である。

第2 本件諮問までの経過

- 1 審査請求人は、2024年（令和6年）5月15日付で、実施機関に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「法」という。）第7条第1項の規定により、本件個人情報について、本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は本件開示請求に対し、同月27日付で審査請求人に対し、本件個人情報のうち「11月No.16、20」の不開示部分については法第78条第1項第2号該当、「11月No.32」については開示請求者の保有個人情報に該当しないことを理由とする、本件処分を行った。
- 3 審査請求人は、実施機関に対し、同年8月27日付で審査請求を行った。
- 4 実施機関は、2025年（令和7年）3月14日付で、藤沢市個人情報保護審

査会（以下、「審査会」という。）に対し、法105条第1項（同条第3項において読み替えて準用）の規定により、本件審査請求について諮詢した。

第3 審査請求人の主張要旨

- 1 審査請求人は、高齢の父が認知症状が進み、長男で審査請求人の弟から経済的、心理的虐待を受けていることが心配であったことから、2021年（令和3年）1月及び12月に藤沢市役所高齢者支援課において、市役所職員や包括支援センターの職員に、亡くなった母も同様の虐待を受けていたことや父の状況を説明し、対応について相談した経緯がある。その際、藤沢市の担当者らは審査請求人の説明を理解し、対応を約束してくれた。しかしその3か月後、介護サービスを打ち切ってしまい、何らの対応もなされていない。
- 2 審査請求人としては、父の後見申立ての資料にするためと、上記の経緯を明らかにするため、2024年（令和6年）3月27日付で、「令和3年12月28日の藤沢市高齢者支援課での会議の記録」の開示請求を行った。これに対し、同年5月1日付で藤沢市から開示された2021年（令和3年）12月28日の会議記録（No.34）には、「11月No.16、20、32に相談があったケース」との記載があった。
- 3 そこで、審査請求人は、2024年（令和6年）5月15日付で、上記会議記録に記載されている「11月No.16、20、32」の相談記録の開示請求を行った。これに対し、同年5月27日付で「No.32」について「上記記録には開示請求者の個人情報は記録されていないことから、保有個人情報に該当しないため。」との理由で不開示の決定がなされ、「No.16、20」内の氏名・住所・年齢・病院の記載について「開示請求者以外の個人を識別できる情報であることから、法第78条第1項第2号に該当するため。」との理由で不開示の決定がなされた。
- 4 しかし、No.32の相談記録については、その内容が一切開示されておらず全く不明であるため、「開示請求者の個人情報が記録されていない」との理由が該当するのかどうかすら不明である。むしろ、No.34の相談記録に「No.32に相談があったケース」と記載されていることからすれば、開示請求者が相談した内容やそれに対する対応・対応方針などが記載されている可能性が高いと思料する。
また、No.16、20の相談記録については、一部が黒塗りされ不開示となっているが、氏名・住所・年齢・病院については、いずれも開示請求者自身が藤沢市の担当者に相談して提供した情報そのものであるから、本件の開示請求者に対しては、保護されるべき開示請求者以外の個人の利益は存在しない。また、No.16、20の末尾の黒塗りは、いずれも数行にわたっており、「氏名・住所・年齢・病院」のみの記載とは思われない。よって、No.32の相談記録、No.16及び20の不開示部分は、開示されるべき個人情報に該当する。
- 5 以上より、本不開示決定には不服があり、不開示部分の開示を求める。

第4 実施機関の主張要旨

- 1 「長男で審査請求人の弟から経済的、心理的虐待を受けていることが心配であったことから、令和3年11月及び12月に藤沢市役所高齢者支援課において、市役所職員や包括支援センターの職員に、亡くなった母も同様の虐待を受けていたことや父の状況を説明し、対応について相談した経緯がある。その際、藤沢市の担当者らは審査請求人の説明を理解し、対応を約束してくれた。しかしその3か月後、介護サービスを打ち切ってしまい、何らの対応もなされていない。」とあるが、審査請求人の相談を受け、市が担当の地域包括支援センター及びケアマネジャーに確認したところ、介護サービスの利用中止については、地域包括支援センター及びケアマネジャーが、本人（父親）及び親族の意向を受け、合意の上で方針を決定したものとのことであり、審査請求人の申立内容については、事実の確認ができなかった。
- 2 「No. 32の相談記録については、開示請求者が相談した内容やそれに対する対応・対応方針などが記載されている可能性が高いと思料する」とあるが、これは事実に関する部分への疑惑を理由としたものであり、仮にNo. 32の相談記録が請求者の保有個人情報だとした場合に市が開示しない理由はなく、No. 32の相談記録は審査請求人の自己を本人とする保有個人情報ではないため、不開示と決定したものである。
- 3 「No. 16、20の相談記録については、一部が黒塗りされ不開示となっているが、氏名・住所・年齢・病院については、いずれも開示請求者自身が藤沢市の担当者に相談して提供した情報そのものであるから、本件の開示請求者に対しては、保護されるべき開示請求者以外の個人の利益は存在しない。また、No. 16、20の末尾の黒塗りは、いずれも数行にわたっており、「氏名・住所・年齢・病院」のみの記載とは思われない。」とあるが、不開示とした部分は、請求者自身が相談した提供者情報だとしても、法76条に規定する「自己を本人とする保有個人情報」ではない部分、または同法第78条第1項第2号に規定する「請求者以外の個人に関する情報であって請求者以外の特定の個人を識別することができる」部分であるため、不開示との決定したものである。

第5 審査会の判断

1 本件個人情報について

本件個人情報は、実施機関が、市内在住の高齢者支援に関して日々受ける相談を月ごとに記録して編てつした文書のうち、令和3年11月分の16、20及び32と番号が振られた部分である。以下、No. 16及び20に係る記録を「本件文書1」、No. 32に係る記録を「本件文書2」という。

2 本件文書1について

- (1) 実施機関は、本件文書1のうち、氏名、住所、年齢及び病院の記載は、開示請求者以外の個人を識別できる情報であるとして不開示とした。

本件文書1を見分したところ、実施機関が不開示とした箇所のうち、「案内」の欄の末尾数行を除く部分は、審査請求人以外の者の氏名、住所、年齢及び病院が記載されていた（以下、「案内」の欄の末尾数行を「本件不開示部分2」、本件不開示部分2以外の不開示部分を「本件不開示部分1」という。）。本件不開示部分1に係る情報は、法第78条第1項第2号本文の「開示請求者以外の個人に関する情報……であって、……開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの」に該当する。

しかし、本件不開示部分1で識別される個人と審査請求人の関係から、本件不開示部分1に記載された情報は、同号ただし書イの「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当するといえる。

したがって、本件処分のうち、本件不開示部分1を不開示とした部分は妥当ではなく、開示すべきである。

(2) ア 本件不開示部分2は、審査請求人からの相談を受け、実施機関が、審査請求人以外の第三者とやり取りした内容が記載されている。これらの情報は、本件不開示部分1とは異なる不開示部分である。

イ 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の一部を開示しないときは、法第82条第1項本文に基づき当該決定をした旨の通知をしなければならず、この通知を行う際には行政手続法第8条第1項に基づく理由の提示を書面で行うことが必要とされている。

この理由提示の制度の趣旨は、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服申立て等に便宜を与えるところにあり、理由提示が不十分な場合、当該処分は違法であり、取り消すべきものとなる。

ウ 本件処分の決定通知書の「不開示とした部分とその理由」欄には、本件不開示部分2を不開示とする理由は記載されていない。

このような本件処分は、審査請求人にとっては、どのような理由によって一部不開示とされたのかを了知できず、審査請求を行うに当たって具体的、効果的な主張することを困難にさせているものである。現に、当審査会における口頭意見陳述でも、審査請求人が具体的、効果的な主張をすることが困難であった様子が見受けられた。

エ 実施機関は、審理の途中で、請求者本人とのやり取りの部分ではないため、不開示としたと説明した。しかし、これが、法のどの条項を適用したものであるかについては明らかでないし、決定通知書に記載がない以上、これをもって理由不備の瑕疵を治癒することにもならない。

したがって、本件処分のうち、本件不開示部分2を不開示とした部分は、そもそも理由の提示がなされていないと言わざるを得ず、法第82条第1項本文の趣旨及び行政手続法第8条第1項に照らして違法であるので、本件処分は取り消すべきである。

3 本件文書2について

本件文書2を見分したところ、本件文書2は、本件文書1と同様の書式であるが、相談者、対象者とも審査請求人以外の者であり、審査請求人が2021年（令和3年）中に実施機関に相談した11月9日、12日及び12月28日以外の日付の記録である。

この点、本件文書1が審査請求人を本人とする保有個人情報であるといえるのは、審査請求人が相談者であったためである。とすれば、本件文書2は審査請求人との結び付きが直接的には存在せず、同人を本人とする保有個人情報には該当しない。

審査請求人は、別件の保有個人情報開示請求において開示された文書の記載から、本件文書2も審査請求人が相談した内容やそれに対する対応・対応方針などが記載されている可能性が高いと主張する。しかし、実施機関の相談記録は、日付ごとに対象者及び相談者を記載し、案件を区別して配列された体裁である。本件文書1と内容の関連性があるとしても、審査請求人の関与がない日（同人も、口頭意見陳述の際、11月12日の次に実施機関とやり取りしたのは12月28日であると認めていた。）における相談記録まで同人の保有個人情報であると拡張して考えるのは無理がある。対象者とされている者を本人とする保有個人情報に該当する可能性はあるものの、本件は本件文書2で対象者とされている者を本人とする保有個人情報の開示請求ではない。

したがって、本件処分のうち、本件文書2を不開示とした部分は、妥当である。

なお、理由の提示については、より具体的な理由を記載する余地はあったものの、本件処分における記載でも一応不開示とされた理由を了知することは可能であり、理由不備があったとまでは言えない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 よって、本件処分のうち、別表1に示す部分を不開示とした決定は妥当でなく開示すべきであり、別表2に示す部分を不開示とした決定は理由不備により取り消すべきであると判断した。また、本件文書2を不開示とした決定は妥当であると判断した。

以上

別表1

相談記録	開示すべき部分
No.1 6・20	対象者欄不開示部分の全て
No.1 6	相談内容欄不開示部分の全て
No.1 6	案内欄8行目不開示部分
No.2 0	案内欄1行目不開示部分の全て

別表2

相談記録	理由不備のため取り消すべき部分
No.1 6	案内欄25行目以降不開示部分
No.2 0	案内欄30行目以降不開示部分

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容 等
2025. 3. 14	諮問
2025. 5. 28	審査会 審議
2025. 7. 16	審査会 審査会に対する審査請求人及び実施機関の口頭意見陳述 審議
2025. 8. 27	審査会 審議
2025. 10. 1	審査会 審議
2025. 11. 4	審査会 審議
2025. 11. 25	答申

第19期藤沢市個人情報保護審査会委員名簿

(任期：2024年4月1日～2026年3月31日)

氏 名	役 職 名 等
○小澤 弘子	弁護士
齋藤 宙也	弁護士
◎篠崎 百合子	弁護士
山田 峰彦	医師
吉田 健二	公認会計士

◎会長 ○職務代理者